

第64回 河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）

－今後の河川敷地利用を考える－

■開催日 令和7年2月26日（水）

■時 間 10:00～12:00

■場 所 琵琶湖河川事務所及びWEB併用

議 事 次 第

1. 開会
2. 河川管理者からの挨拶
3. 前回審議における内容の修正について（野洲川立入河川公園）
4. 議事
 - 更新申請に係る審議（野洲川運動公園、野洲川河川公園）
 - （1）占用許可申請説明書の説明 < 占用許可申請説明書 >
 - （2）基本方針の各項目に対する満足状況に係る河川管理者の判断について
 - （3）更新申請に係る審議（意見の提案及び助言）
5. 委員会の今後のスケジュール
6. 一般傍聴者からの意見聴取
7. その他
8. 閉会

基本方針の各項目に対する満足状況に係る河川管理者の判断について
野洲川立入河川公園(守山市)

① 自然環境の保全・修復と治水・利水に資するものとする。

(河川管理者判断)

維持管理の受託者による見回り、清掃、施設の点検、出入口の開閉、除草等により、現状の環境が維持されている。また、河川環境に悪影響を与える除草剤や殺虫剤は使用されていない。また、適切な維持管理により河川内の樹林化が抑制され、野洲川の流下能力を維持する役割が果たされている。

② 誰もが河川に容易にふれあえるものとする。

(河川管理者判断)

自由使用を原則としており、散策、ピクニック、野球、サッカー、グラウンドゴルフ、バスケットボール、演奏、自然観察、ウォーキングなど、多様な利用が行われている。地元小学校の授業においても、川とふれあえるよう、野洲川に入る体験学習が実施されている。また、教育機関からの問い合わせがある場合に、川を身近に感じられる公園として利用が推奨するなど、河川とのふれあいを広めることに配慮されている。

③ 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。

(河川管理者判断)

「守山市都市公園条例」や「守山市野洲川河川公園非常時における管理に関する要綱」に基づき、洪水時等に対応できる体制を確保し、出水期前の安全点検や、定期的な監視・巡視など維持管理体制が構築されている。

④ 地域の防災意識向上に配慮したものとする。

(河川管理者判断)

地元小学校の野洲川に入る体験学習においても、川とのふれあいだけでなく、川の危険性を学ぶ場にもなっており、地域の防災意識向上への配慮がなされている。

⑤ 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の自然環境への復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。

(河川管理者判断)

整備は必要最小限であり、撤去が著しく困難な構造物はなく、供用前の環境への復元は容易である。なお、老朽化した一部の遊具は撤去され、山砂で埋め戻されている。

⑥ 利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。

(河川管理者判断)

原則自由使用であり、グラウンドゴルフ場においては利用者間相互で利用調整がなされている。イベント等の占有的使用の際には事前申請により、利用が競合しないよう務められている。また、野洲市、守山市、栗東市の三市で「野洲川河川敷利用検討会」を設け、野洲川河川敷に設置されたした運動施設の共同利用の調整会議を行うなど、利用が競合しないよう務めている。

基本方針の各項目に対する満足状況に係る河川管理者の判断について
野洲川運動公園(栗東市)

① 自然環境の保全・修復と治水・利水に資するものとする。

(河川管理者判断)

維持管理において、除草剤や殺虫剤等は使用しないなど環境維持に努められている。多くの市民との協働で、河川清掃活動が行われ、河川環境への理解を高めることに資している。また、公園として適切に維持管理することで、河川内の樹林化を抑制することにつながっており、河川の維持に資するものとなっている。

② 誰もが河川に容易にふれあえるものとする。

(河川管理者判断)

「スポーツを通じて豊かなスポーツライフを送れる社会の実現と健康で豊かな生涯スポーツのまちづくり」の一環として、誰もが野洲川に触れ合うことが可能な都市公園として整備運営されている。案内看板により、野洲川の自然や生物の生息環境を感じ、河川空間に親しめる工夫がなされている。

③ 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。

(河川管理者判断)

「栗東市野洲川運動公園管理要綱」を定め、出水時には野洲川運動公園内の工作物撤去ができる体制を構築されている。毎年出水期前には工作物撤去訓練が実施され、治水上の安全に配慮されている。構造物の安全点検や、事故等の防止のため保安警備に努めるなど、利用者が安心して利用できる環境の確保が図られている。

④ 地域の防災意識向上に配慮したものとする。

(河川管理者判断)

市街化が進む栗東市において、市街地から近く、主要幹線道路からのアクセスも容易な位置にあり、平坦で広大な面積を有し、災害時の避難、復興の拠点として機能しうる施設である。公園として適切に維持管理することで、流下能力の維持や、河川管理施設などの監視・巡視時の視界の確保につながり防災に貢献するものである。

⑤ 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の自然環境への復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。

(河川管理者判断)

公園施設が廃止された場合には、自然環境の修復・復元が早期に実現できるよう、比較的撤去の容易な構造物で整備されている。整備の範囲を需要に応じて必要最小限とし、今後も利用者・市民からの意見・要望の集約を行い、施設利用のあり方と施設の統合・廃止を検討することとされている。

⑥ 利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。

(河川管理者判断)

野洲市、守山市、栗東市の三市で「野洲川河川敷利用検討会」を設け、野洲川河川敷に設置された運動施設の共同利用の調整会議を行い、「野洲川河川敷共同利用マップ」を作成するなど、共同利用について協議し、利用が競合しないよう務めている。

基本方針の各項目に対する満足状況に係る河川管理者の判断について
野洲川河川公園(野洲市)

① 自然環境の保全・修復と治水・利水に資するものとする。

(河川管理者判断)

除草やゴミ拾いなどにより、現状の自然環境を適正に保全・修復する取り組みがなされている。殺虫剤、殺菌剤、除草剤は極力使わず自然環境(水質、生態系等)に悪影響を与えないよう配慮されている。また、適切に維持管理することにより、河川内の樹林化は抑制され、治水面における流下能力の維持等に資するものとなっている。

② 誰もが河川と容易にふれあえるものとする。

(河川管理者判断)

整備区域、整備施設は自由使用が原則であり、誰もが河川に容易に触れあえる場となっており、多くの市民に河川とふれ合える機会を持ってもらえるよう、市の広報誌などで施設利用などに関する広報、周知が行われている。

③ 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。

(河川管理者判断)

整備した施設は利用時の安全性を確保するための点検、管理などの維持管理体制が構築されており、また、洪水時に治水上の支障となる構造物については転倒又は撤去を行うなどの体制が構築されており、治水上の安全と利用者の安全に配慮されている。

④ 地域の防災意識向上に配慮したものとする。

(河川管理者判断)

野洲川河川公園を「地震」、「土砂災害」発生時の緊急避難場所に指定されており、災害時に大きな役割を果たすものである。

⑤ 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の自然環境への復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。

(河川管理者判断)

陸上競技場、野球場等の特定目的をもった施設は基準等に基づいた必要最小限の適正面積とするなど、構造物(工作物)は必要最小限とし、できる限り自然に近い形で整備されており、構造上撤去が困難な工作物もないことから、供用前の自然環境へ復元することは容易である。

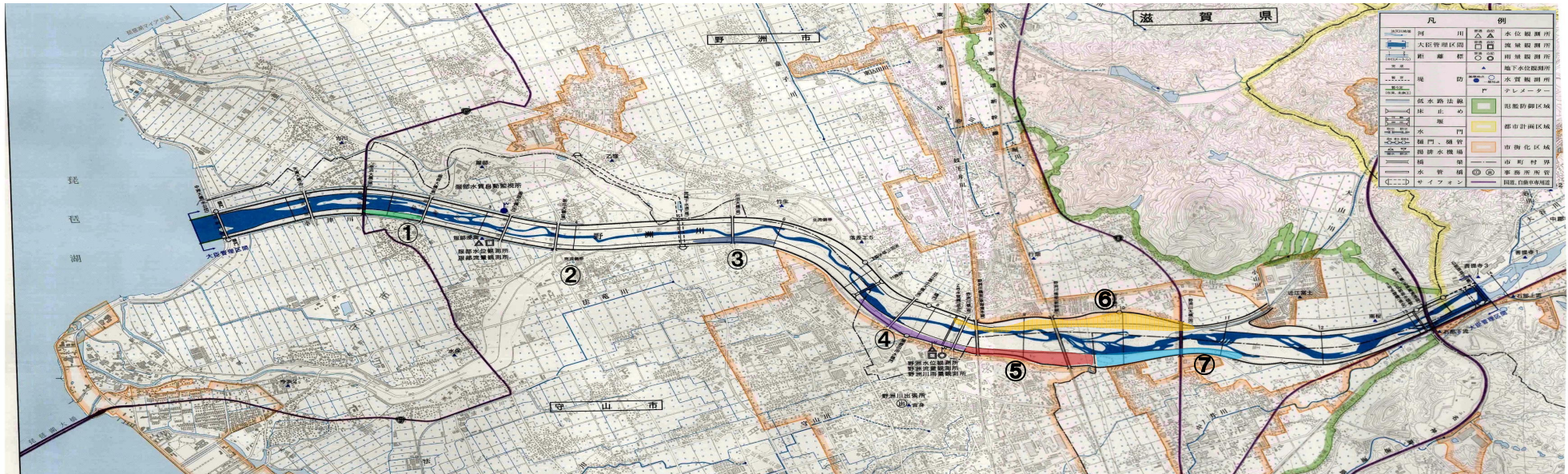
⑥ 利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。

(河川管理者判断)

利用が競合する場合には、近隣で、同様の機能を有する野洲川立入河川公園(守山市)や野洲川運動公園(栗東市)を案内できる体制が取られている。それぞれの施設管理者とは連絡調整会議により情報共有が図られている。

審議対象となる野洲川占用施設一覧

地点 番号	件名	許可 受け者	場所		占有面積 (㎡)	占用許可期間	期間 満了年度	主な施設	地点 番号	件名	許可 受け者	場所		占有面積 (㎡)	占用許可期間	期間 満了年度	主な施設
①	野洲川 中洲親水公園	守山市	守山市幸津川町地先	左岸	27,000.99	令和2年12月1日 ～令和7年11月30日	令和7年度	自然体験交流広場 自然環境保全・創出広場 緑陰の広場	⑤	野洲川 立入河川公園	守山市	守山市吉身五丁目字裏 川原～立入町川原	左岸	100,768.77	令和3年4月1日 ～令和7年3月31日	令和6年度	散策広場、クレイ広場、芝生広 場、バスケットコート、グラウン ドゴルフ場、グラウンド
②	野洲川 改修記念公園	守山市	守山市笠原町地先 (野洲川南流側帯)	左岸	23,097.01	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日	令和10年度	サッカー場 グラウンドゴルフ場 多目的広場	⑥	野洲川 河川公園	野洲市	野洲市野洲地先～野洲 市三上地先	右岸	139,181.10	令和3年4月1日 ～令和7年3月31日	令和6年度	芝生広場、多目的運動場、野 球場、陸上競技場、テニスコ ート、ゲートボール場、グラウンド ゴルフ場、健康広場
③	野洲川 川田河川公園	守山市	守山市川田町地先	左岸	34,152.40	令和3年10月1日 ～令和8年9月30日	令和8年度	多目的広場 グラウンドゴルフ場 緑地広場	⑦	野洲川 運動公園	栗東市	栗東市出庭 字外川原付近	左岸	34,794.36	令和3年4月1日 ～令和7年3月31日	令和6年度	グラウンドゴルフ場、芝生広 場、テニスコート、ソフトボ ール場、多目的広場、陸上競技場
④	野洲川 ふれあい広場	野洲市、 守山市連名	守山市小島町字橋本 地先～野洲市野洲字坂 田地先	左岸	76,362.11	令和2年10月1日 ～令和7年9月30日	令和7年度	せせらぎ広場 ホテル広場 イベント広場 自由広場									



今後のスケジュールについて(令和6年～7年度)

	令和6年度		令和7年度			
委員会回数	第63回	第64回		第65回		
開催時期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
野洲川立入河川公園 (守山市)	→ 諮問 意見の提案・助言					
野洲川河川公園 (野洲市)		→ 諮問 意見の提案・助言				
野洲川運動公園 (栗東市)		→ 諮問 意見の提案・助言				
野洲川ふれあい広場 (野洲市)				→ 諮問 意見の提案・助言		
野洲川中洲親水公園 (守山市)				→ 諮問 意見の提案・助言		
野洲川防災ステーション計画						→ 諮 問 意見の提案・助言

* 場合によっては追加審議をおこないます。